

ベースロード市場について

2023年7月31日

資源エネルギー庁

はじめに

- 第81回制度検討作業部会（本年6月21日）では、長期商品導入に伴う預託金のあり方等について、お示した。
- 預託金については、現行の預託金を1%と想定した際の考え方との整合性を考慮のうえ、合理的な範囲に収まるような預託金の設定について、JEPXにおいて具体的な検討を進めることとした。
- その後、JEPXにおいて、2年間の長期商品の導入や事後調整単価の導入に合わせ、預託金等、BL市場運営に係る実務面の諸課題等について検討が行われたため、その内容についてご報告する。

- 1. 暫定的対応について**
2. 事後調整付取引の処理について

2023年度オークションにおける暫定案について

- 預託金については、約定価格やスポット価格を踏まえた案も示されたが、現状から増加する可能性があることから、**暫定的な対応として、買い札に対し、受渡し期間1年の商品は1%、2年の商品は2%**とすることが示された※。一方で、あるべき預託金の考え方については、引き続き検討することとされた。

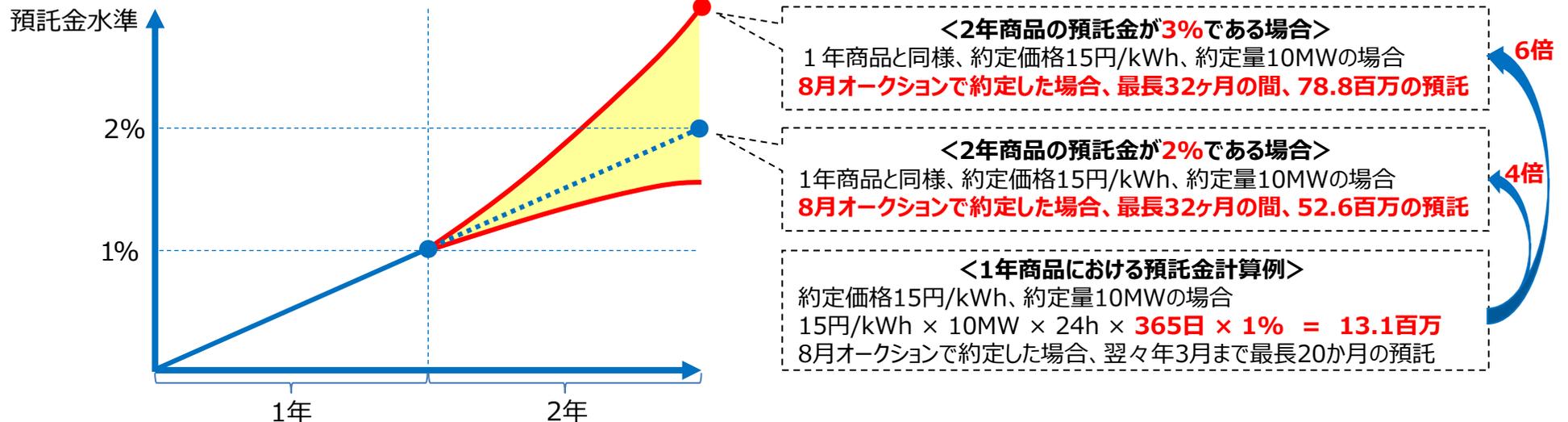
※暫定的な対応を行う期間においては、売手・買手が倒産等により債務不履行となる場合、相手方の保有量を減算する。

- また、新たに導入される事後調整付取引は、システムによらない手作業で処理するため、業務負荷が増大することが見込まれる。そのため、手数料については、**暫定的な対応として全商品15,000円/件**とすることとし、実運用の状況を見ながら引き続き検討することが示された。

論点：長期商品の預託金について

- 当初、BL市場では、JEPXの取引規程上、買い代金に一律3%を乗じた額が預託金とされていたが、**2021年度より、利便性の向上等のため、乗率は1%に引き下げられた。**
- 長期商品の預託金水準については、**燃料価格のボラティリティ等による受渡しリスクの観点から、1年商品の預託金額の水準（1%）を超える設定となることも考えられる。**
- 一方で、長期商品における預託金の拘束期間は最長32か月※となるため、**不必要に高い預託金水準を設定してしまうと、買手の参入障壁になる可能性も考えられる。**
※第1回オークション（8月）において、受渡期間2年の長期商品に約定した場合の預託金拘束期間
- 上記の点や、1年商品の預託金水準を1%と規定した際の考え方との整合性を考慮のうえ、**合理的な範囲に収まるような預託金の設定について、JEPXにおいて具体的な検討を進めることとしてはどうか。**

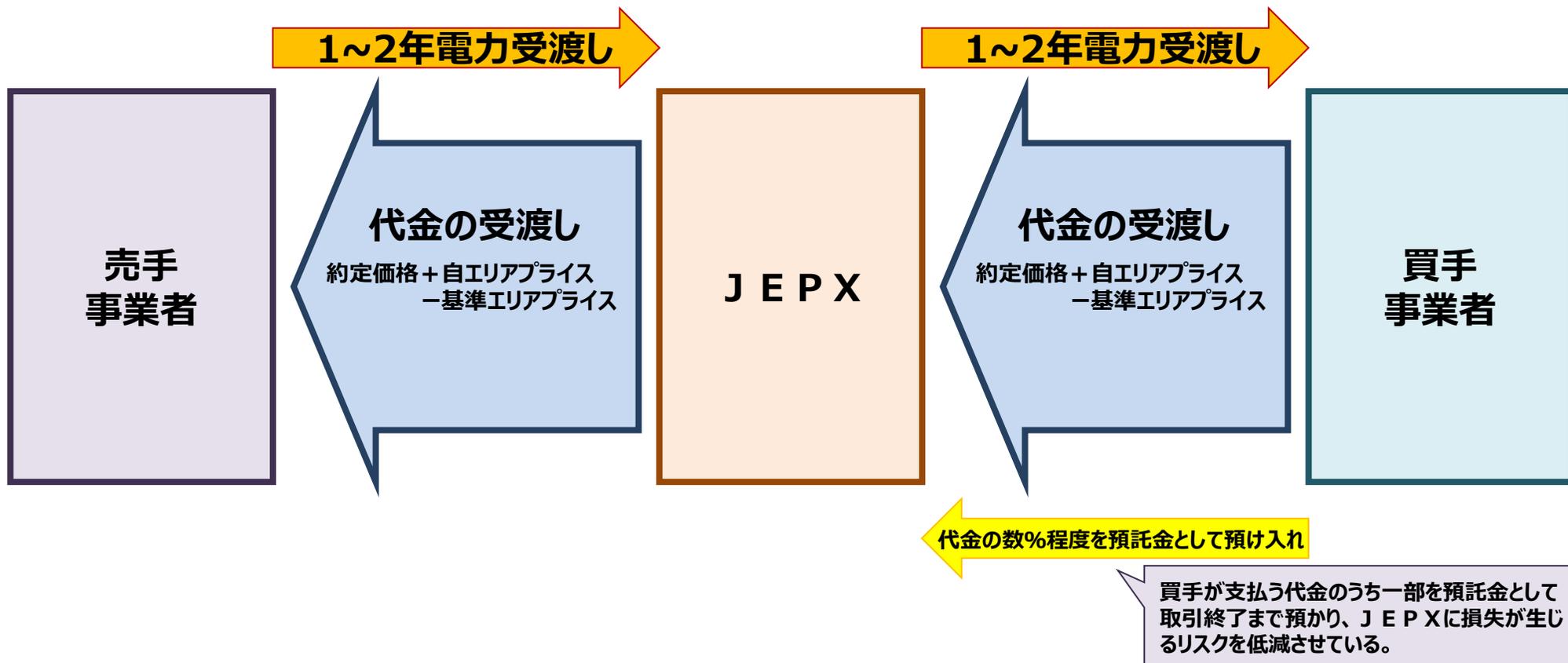
＜預託金と預託金水準の関係性について（イメージ）＞



(参考) 預託金の対象について

- 現在、1年商品については、受け渡しが完了していない商品の買い代金に1%を乗じた額を預託金として預かり、不払い時等の債務を担保し、J E P X の損失リスクを低減させている。
- なお、B L 市場における買い約定者が不払いとなり、預託金を債務に活用することとなった事例は、これまで存在しない。

< B L 市場における代金の受渡しと預託金の関係 (イメージ) >



(参考) 論点2：預託金水準

- BL市場では、JEPXの取引規程上、**買い代金に一律3%を乗じた額**が、預託金とされている。また、BL市場で取引された商品の受け渡しが完了するまで、JEPXへ預託する規定となっている。
- BL市場では一年間の受け渡し商品のみを扱っているが、複数年度をまたがって購入した場合、**現状の預託金体系では、預託金の支払い自体が、買手の事業者の負担**となっている。また、その**預託金の拘束期間が最長21ヶ月となることもあり、その事が買手の応札行動の足かせになっている**ことが、事業者の意見として挙げられている。
- BL市場の利便性向上に向けた預託金水準については、JEPXにて、取引規定や市場の運用状況を確認の上、具体的な検討を進めていただくこととしてはどうか。

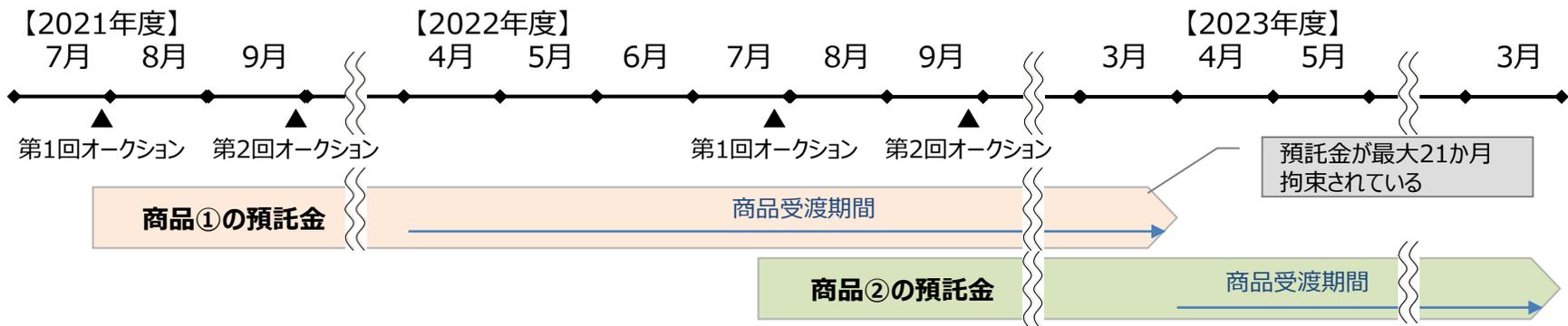
例：預託金を買い代金の1%とした場合の事業者支払額（イメージ）

【商品①】

➢ 3MWを10円/kWhで約定した場合、
買い代金：3,000kW×24h×365日×10円/kWh = 262.8百万円

【商品②】

➢ 6MWを7円/kWhで約定した場合、
買い代金：6,000kW×24h×365日×7円/kWh = 367.9百万円



【預託金3%の場合】

商品①：262.8×0.03 = 7,884千円
商品②：367.9×0.03 = 11,037千円
合計：18,921千円

【預託金1%の場合】

商品①：262.8×0.01 = 2,628千円 (▲5,256千円)
商品②：367.9×0.01 = 3,679千円 (▲7,358千円)
合計：6,307千円 (▲12,614千円)

1. 暫定的対応について
2. **事後調整付取引の処理について**

事後調整付取引の処理について

- 事後調整付取引では、従来の固定価格取引の約定・清算処理とは異なった約定処理や、事後調整単価の設定、燃料費変動を踏まえた毎月の受渡し価格の算定が行われることとなる。
- JEPXにおける検討では、事後調整付取引について、システム対応するコスト及びそれに要する時間を考慮すると、対応が難しいため、システムによらない手動対応で入札処理を行うことが示された。
- そのため、事後調整付取引においては、清算タイミング・取引方法・スポット投入方法等について、現行のBL市場商品（受渡し期間1年の固定価格商品）と異なる対応となる見込み。詳細については引き続きJEPXにおいて検討・調整を行う。

<BL市場で取り扱う取引の処理方法について（案）>

商品（受渡し期間）	固定価格取引（1年）※現行商品	事後調整付取引（1年、2年）
清算タイミング	日毎	月毎
取引方法	システム入力・処理	メール入札 システムによらない手作業
スポット投入方法	自動投入（システム対応）	<u>手動投入（約定事業者対応）</u>

(参考) BL市場において取り扱う商品について

- 1年商品については、固定価格取引を各オークションで行うこととし、第3回オークションでは、燃料費調整制度のように、燃料費を変動させる事後調整付取引も合わせて行うこととする。
- また、第3回オークション時には、制度的な供出量は半量ずつ投入することとし、固定価格取引において約定しなかった売札については、事後調整付取引に再投入したうえで、約定処理を実施する。
- 受渡し期間2年の長期商品については、基本的に事後調整付取引とし、第1回～第3回オークションで取引を行う。
- なお、第4回オークションについては、従来どおり供出任意の固定価格取引とする。

<各オークションにおいて取り扱う商品>

	第1回	第2回	第3回	第4回
1年商品 (制度的供出量割合※1)	固定価格取引 (85%)	固定価格取引 (85%)	固定価格取引 (42.5%) 事後調整付取引 (42.5% + α※3)	固定価格取引 (任意供出)
長期商品 (制度的供出量割合※2)	事後調整付取引 (15%)	事後調整付取引 (15%)	事後調整付取引 (15%)	—

※1：同年度オークションの約定量及び適格相対契約控除量等を除く。

※2：前年度及び同年度オークションの長期商品約定量及び適格相対契約控除量等を除く。

※3：第3回オークションの固定価格取引において約定しなかった売札量 α

論点5：BL市場の取引スケジュールについて（2 / 2）

- 取引回数を維持する場合、取引時期も合わせて検討する必要があるが、第1回～第3回オークションについては、大規模発電事業者が、BL市場の約定結果も踏まえ、次年度の発電計画や供給計画等の策定を行うため、時期を考慮したうえで日程を定めたものである。
- 容量市場の追加オークションとの関係を踏まえ、オークション全体を後ろ倒しにすることも考えられるが、上記要因や、12月以降は相対契約の交渉等が本格化することも踏まえると、**制度的な供出を伴うオークションについては、現状どおり、11月末までに実施することが望ましいのではないかと。**
- 以上を踏まえると、追加オークションの約定結果を供出価格に反映できるように、第1回オークションを7月ではなく、8月に行うこととし、第3回オークションは11月に開催することを維持しつつ、第2回オークションは、10月頃に行うことが考えられるのではないかと。
- また、**2023年度オークションについても、上記日程で行うこととし、これまでの議論を踏まえ、2023年度第1回オークションから長期商品を取り扱い、第3回オークションに1年商品の事後調整付取引を実施することを念頭に、規程類や取引の整備等進めていくこととしてはどうか。**

＜BL市場の取引スケジュール＞

